

(2) 定期報告を要する建築設備

用途		建築設備※1		報告の 時期
		用途に供する規模等※2 (いずれかに該当するもの)		
1	劇場、映画館又は 演芸場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100 m ²		毎年 7月～ 10月
2	観覧場※3、 公会堂又は集会場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²		
3	病院、診療所※4、老人 ホーム又は児童福祉施設 等※5	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²		
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²		
5	博物館、美術館、図書 館、ホーリング場、スキー場、ス ケート場、水泳場又はスポーツ 練習場	ア 床面積の合計 > 2,000 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²		
6	百貨店、マーケット、展 示場、キャバレー、カフェ、ナイト クラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店又は物品 販売業（物品加工修理業 を含む。）を営む店舗	ア 床面積の合計 > 500 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²		
7	事務所その他これに類す るもの	建築物と同様		

※1 建築設備：[換気設備] 政令第112条第21項の規定による特定防火設備で、**煙感知器連動ダンパー**を設けたものに限る。
：[排煙設備] 機械排煙に限る。
：[非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

※2 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。

※3 観覧場：屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

※4 診療所：患者の収容施設があるものに限る。

※5 児童福祉施設等：政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。